

地方公共団体による 地球温暖化関連施策 ～施策実施状況と施策紹介～



平成20年9月
環境省



地方公共団体による
地球温暖化関連施策
～施策実施状況と施策紹介～



発行 平成20年9月
環境省

目次

はじめに

【掲載施策一覧】

No.	施策分類	地方公共団体名	施策名	対象部門						ページ
				産業	業務	家庭	運輸	エネ転換	その他	
1	条例化	東京都	地球温暖化対策計画書制度	●	●			●		1
2		神奈川県横浜市	横浜市建築物環境配慮制度		●	●				3
3		千葉県柏市	柏市地球温暖化対策条例による配慮計画書の策定及び提出		●					5
4		長野県	長野県地球温暖化対策条例に基づく自動販売機設置者等に対する排出抑制計画策定		●					7
5	協定	千葉県千葉市	地球環境保全協定	●	●		●			9
6		愛知県名古屋市	レジ袋削減に向けた取組(市内共通還元制度「エコクーピョン」)及びレジ袋有料化促進モデル事業)						●	11
7		愛知県	自動車エコ事業所認定制度*3				●			13
8		群馬県	群馬県環境GS(ぐんま・スタンダード)認定制度*3	●	●					15
9	ラベリング	東京都	マンション環境性能表示			●				17
10	経済的手法	兵庫県神戸市	エコファミリー制度				●			19
11		高知県香南市	香南市エコタウン住宅省エネルギー連携推進事業			●				21
12	普及啓発	福岡県北九州市	無料省エネ診断(まちのエネルギーシェイプアップ事業)	●	●					23
13		岐阜県岐阜市	ぎふ省エネチャレンジ市民宣言及びぎふ省エネチャレンジ市民運動			●				25
14		東京都	白熱球一掃作戦		●	●				27
15		神奈川県小田原市	環境家計簿			●				29
16		埼玉県川口市	エコライフDAY			●				31
17	横断的施策等	富山県富山市	路面電車導入を中核とした交通対策				●			33
18		東京都板橋区	緑のカーテン		●					35
19		兵庫県	ひょうごグリーンエネルギー基金					●		37
20		愛知県田原市	たはらエコ・ガーデンシティ構想					●	●	39

※1) 施策分類については次頁を参照のこと。

※2) 各施策の主な対象部門について、「産業」、「業務」、「家庭」、「運輸」、「エネ転換(エネルギー転換)」、「その他」に分類し示した。

※3) 「自動車エコ事業所認定制度の導入(愛知県)」「群馬県環境GS認定制度(群馬県)」については、民間事業者の取組みに対する行政の認定事業として、本資料では「協定」のカテゴリーに分類した。

本資料は環境省地球環境局温暖化対策課が平成19年度に実施した、「地方公共団体による地球温暖化関連施策～施策実施状況と施策紹介～」の成果に基づき、作成したものである。ここで紹介する施策は、「地球温暖化対策地域推進計画における地方公共団体優良事例検討委員会」における議論を踏まえて選定した。原則として、地域推進計画を策定している地方公共団体の施策から同委員会での議論を経て選定したが、委員の推薦により、一部の施策は地域推進計画未策定の地方公共団体の施策も取り上げている。

既に京都議定書目標における第一約束期間を迎えており、早急かつ確実に温室効果ガス排出抑制に向けた取組みを推進することが求められている。このような状況の中、都道府県、市区町村といった地方公共団体においては、地域における温室効果ガス排出抑制に対し実効性ある施策の展開が求められている。地方公共団体における地球温暖化関連施策の推進にあたっては、環境関連セクションはもとより、当該地方公共団体の都市政策、交通政策、産業政策といった個別分野に関わる政策において、個別の具体事業との直接的、かつ密接な関わりのもとで施策体系を構築することが重要である。

本資料に掲載した施策事例を参考に、環境関連セクションと個別事業セクションの連携のもと、施策の立案、実施を進めることが望まれる。

【施策一覧に示した施策形態の説明】

● 規制的手法(条例化)

域内の事業者に対し、発生する温室効果ガス排出量の算定・報告や削減計画の策定・公表を義務づける、強制力を有した手法である。

● 自主的取組促進(協定)

地方公共団体と域内の事業者の紳士協定に基づき、事業者の自主的な取組みを促す制度である。協定締結によるものは条例制定に比し、手続きが簡素であるという特徴がある。

● ラベリング手法

環境配慮型製品、省エネ機器、リサイクル品等に対し、製品の環境性能(省エネ性、CO₂排出抑制効果等)を引き上げるためのラベリング(生産側へのラベリング)と、製品の環境性能を表示させ、市場で差別化するためのラベリング(需要側へのラベリング)の二種類が存在する。地方公共団体では主に需要側へのラベリング制度として、独自の認定基準を設け、表示義務を課す制度が採られる。

● 経済的手法

環境施策における経済的手法としては、税(環境税や炭素税)、課徴金に代表される環境コスト内部化のための手法が代表例である。一方、環境性能(省エネ性、CO₂排出抑制効果等)の優れたものに対しインセンティブを与える補助金や低利融資、税制優遇等の手法も存在している。

● 普及啓発手法

域内の事業者や都道府県民・区市町村民への普及啓発を通じ、取組みを促進させる施策手法である。既に地球温暖化問題への認知度、関心度は相当高いレベルにまで向上しており、今後はいかに実際の省エネルギー行動、CO₂排出抑制行動の実施を増進させるかが重要なポイントになる。

● 横断的施策等

上記のいずれかのカテゴリーにも属さない、部門横断的な総合的施策や基金の創設などが存在する。

1 施策名：地球温暖化対策計画書制度

目的

温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を進め、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。

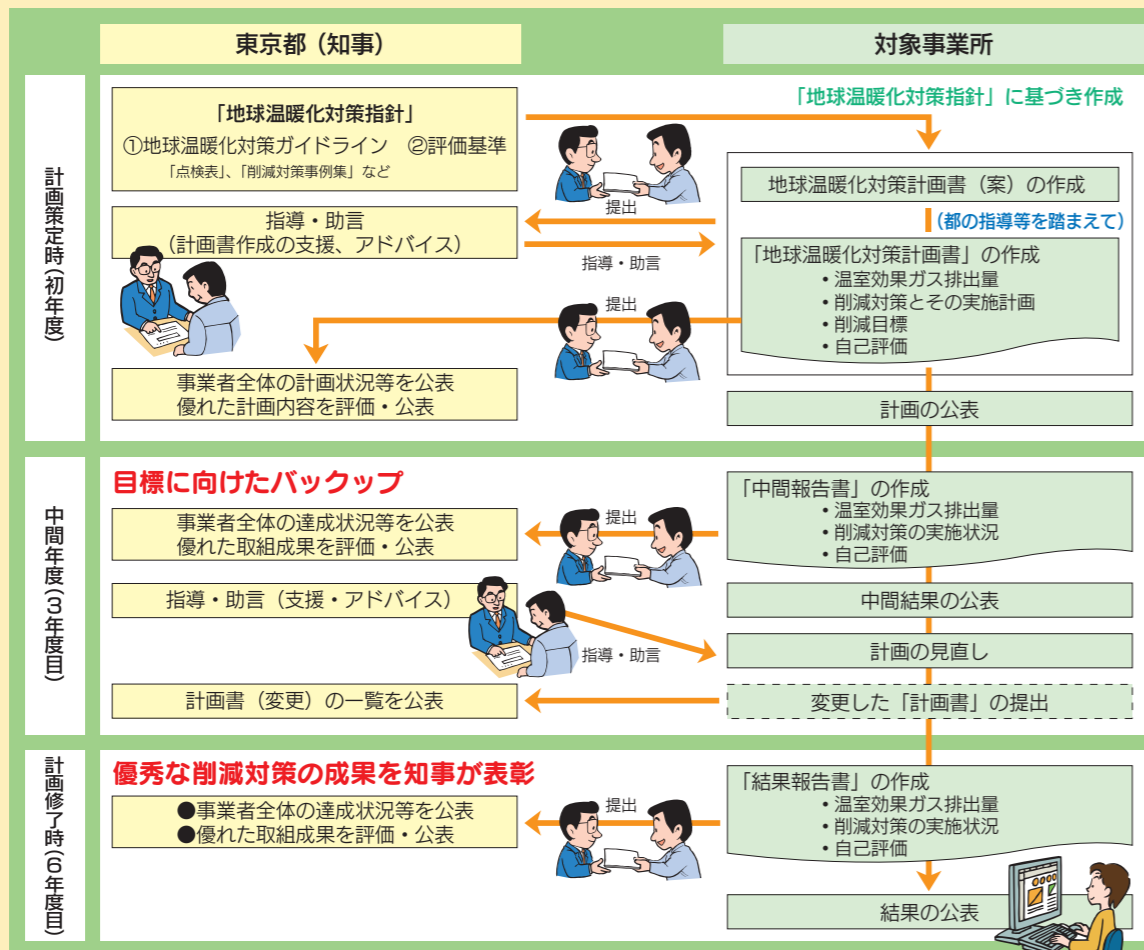
対象

燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算した量が、年間（前年度）1,500kl以上の事業所。（平成18年4月より対象事業所の範囲を拡大）



内容

- 対象事業者に地球温暖化対策計画書の知事への提出を求める制度。事業者は提出した計画書及び報告書を公表する（事業所等で閲覧、事業所のホームページで公表等）。
- 計画書（5カ年計画）は知事が策定する「地球温暖化対策指針」に基づき作成。計画期間中は、対策の実施状況や目標の達成状況について報告書を提出。
- 計画書の作成から実施までが必要な指導、助言を行うとともに、優良な取組を行う事業者を「評価基準」に基づき評価、評価結果を公表（A評価以上の事業所のみ公表し、実績が特に優れている場合は表彰する）。
- 計画書では基準年度（計画期間の初年度の前年度までの3カ年平均）の温室効果ガス排出量と計画期間における温室効果ガスの排出削減目標を示す。削減目標は削減対策の積み上げにより設定され、温室効果ガスの排出量を具体的に数値化する。



出典：東京都環境局ホームページより環境省作成

適用実績

対象事業所数

	業務	産業	計画削減率	計画削減量
平成17年度	796	269	6.1%	75万t-CO ₂
平成18年度	180	29	4.3%	4万t-CO ₂
平成19年度	43	17	2.0%	1万t-CO ₂



施策立案の背景・経緯

現行制度の前身となる地球温暖化対策計画書制度では十分な削減率を得ることができなかった。

事業所ヒアリングや省エネ診断を行い削減対策メニュー表を作成した。

新・地球温暖化対策計画書制度（本制度）では事業者に対し、削減対策のメニュー表を示し、さらなる削減を促進すると共に、事業者から提出された計画書を評価および評価結果の公表する制度とした。

施策実施にあたっての工夫など

- 事業者より提出された計画書（案）（8月末提出）段階では52%の事業所がB又はC評価である。
- 都が指導・助言を加えることで計画書（12月末提出）段階では99%がA評価以上となる。
- 事業者の多くは「どのような削減対策を取ればよいかわからない」と考えており、適切な指導・助言を与えることで、効果の大きい削減計画を策定することができる。

関係資料

地球温暖化対策計画書制度（東京都環境局ホームページ）
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

削減対策のメニュー表（地球温暖化対策管理者ハンドブック）
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/account.html>

※都議会（2008年6月）にて成立した条例改正により、2009年度から新制度を施行。（総量削減義務は2010年度から実施。）
 詳細は、<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jourekaisei2008/index.htm>参照。



類似施策実施地方公共団体

地方公共団体による計画書の評価および評価結果の公表を伴わない計画書制度（都においてH14～H17まで実施されていた制度と同様のもの）は全国で約20の地方公共団体が実施しているが、H17以降都が取り組んでいる計画書制度と同様の施策を実施している地方公共団体は現時点では無い。

目的

建築物が環境に与える負荷の低減等。

対象

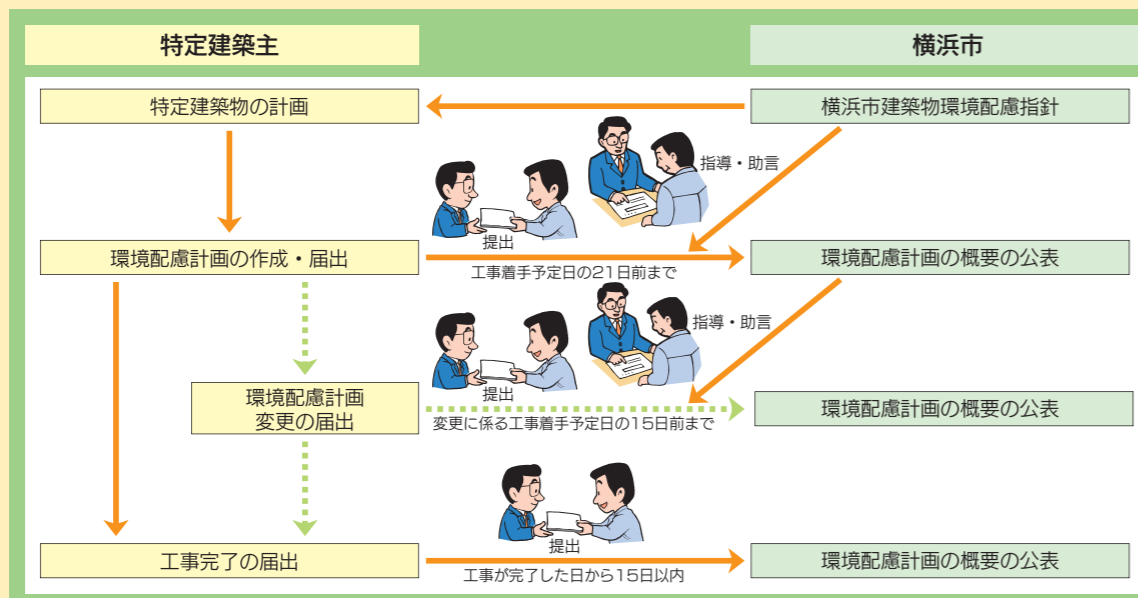
一定以上床面積の建築物*を建築する建築主。
 *床面積（増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000㎡を越える建築物。

内容

- 「横浜市生活環境の保全等に関する条例（第9章の2）」の規定に基づく。
- 床面積の合計が5000㎡を超える建築物を建築する建築主は、建築物環境配慮計画を作成し、届出を行う。提出された計画の内容は、市のホームページ上で公表する。
- 建築物環境配慮計画は、「CASBEE横浜（建築物総合環境性能評価システムの横浜版）」を使用し作成する。
- CASBEEは国土交通省支援のもと、産・官・学共同で研究開発され、財団法人建築環境・省エネルギー機構が事務局となり運用されているシステム*。

*省エネ、省資源・リサイクル性能などの環境負荷低減に係る項目に加え、室内環境、景観への配慮まで含めた建築物の環境性能を評価し、格付けするシステムのこと。

- 建築物について、境界内部の建築物の環境品質・性能（Quality）と、境界外部に与える環境負荷（Load）のそれぞれを評価する。
- これらを統合した建築物の環境性能効率（QualityとLoadの比）より、建築物の環境性能が5段階のランク（S、A、B+、B-、C）で評価される。



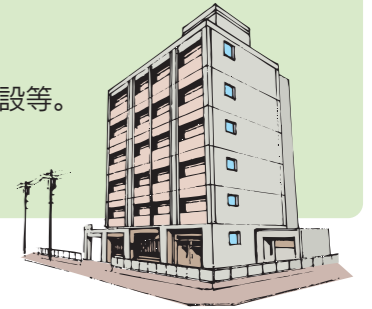
- 建築主が希望する場合は、評価の適正さについて審査し、環境性能のランクについての認証書を発行する。（対象建築物は2,000㎡以上）
- 「建築物環境配慮評価認証制度要綱」に基づく。
- 届出制度とは別に、詳細な根拠資料の提出が必要となる。市による審査に加え、学識経験者による委員会において審査を行う。



出典：横浜市建築物環境配慮制度ホームページ

適用実績

- 建築物環境配慮制度に基づく届出数：329件（H20.3現在）
- H17：93件、H18：123件、H19：113件（H20.3現在）。
- 集合住宅が5割以上を占める。他、工場（立体駐車場含む）、病院・福祉施設等。
- 建築物環境配慮評価認証取得数：3件（いずれも最高のSランク獲得）



施策立案の背景・経緯

平成14年度から平成18年度までの5か年間計画「横浜市中期政策プラン」における地球温暖化防止取組の重点施策に、「建築物などの環境配慮の促進」が挙げられた。

これに従い、平成15年、16年において制度構築が行われた。「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に新たな章を追加し制定された。

施策実施にあたっての工夫など

- 建築物設計者に対しては、毎年講習会等を実施し、CASBEEの認知度をほぼ100%まで高めてきた。
- 制度としては計画届出のみで強制的な指導等を行うものではないが、結果を公表することから建築主への抑止効果がある。最初に提出された建築計画から、同予算で1ランク程度分の環境性能改善を行った事例もある。
- 不動産ファンドとしての価値向上という点からも建築主の理解は広がっている。

関係資料

横浜市建築物環境配慮制度
<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/center/kankyo/casbee/casbee.html>

類似施策実施地方公共団体

名古屋市：建築物環境配慮制度
 大阪市：大阪市建築物総合環境評価制度
 など、全13地方公共団体がCASBEEを利用した評価制度を持つ。

条例化
協定
ラベリング
経済的手法
普及啓発
横断的施策等

産業
業務
家庭
運輸
工転換
その他

目的

それぞれの事業者が事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示し、環境保全活動を一層促進することを目指す。

対象

一定の開発事業者等。

内容

平成19年10月1日に全面施行された「**柏市地球温暖化対策条例**」により、一定開発事業者等に「配慮計画書の策定及び提出」を義務付けるもの。提出された配慮計画書は、柏市のホームページで公表。

なお、本条例では、

- ・ 柏市の「柏市域の地球温暖化対策計画の策定」
- ・ 一定（年間1,500t-CO₂）以上温室効果ガスを排出する事業者の「削減計画書の策定及び提出」も義務付けている。

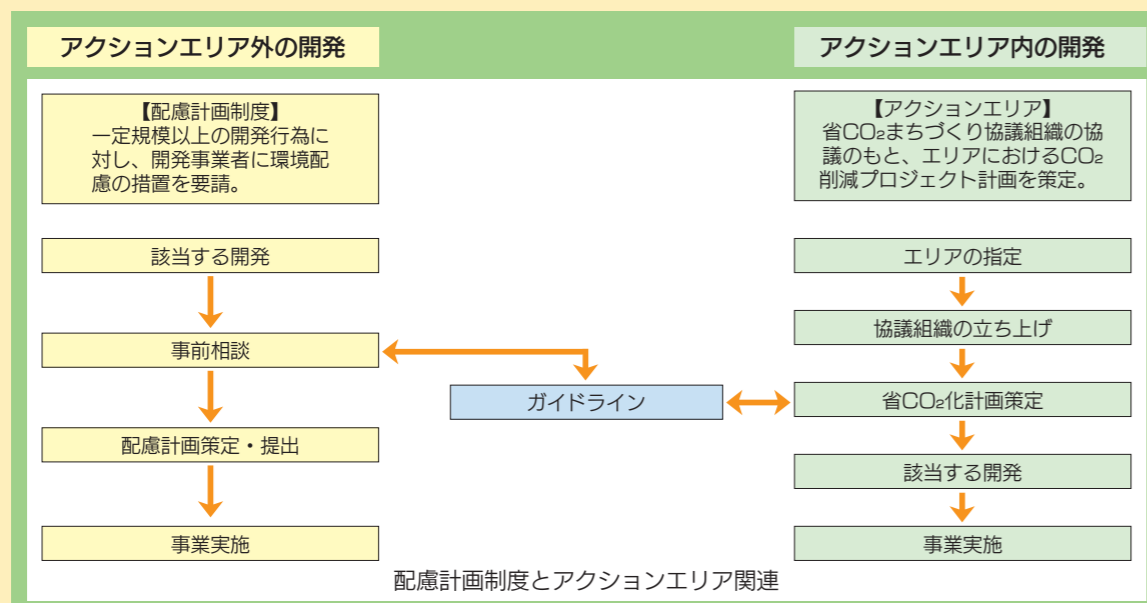
○対象となる開発事業等

- 1.都市計画法に規定する開行為の内、その面積が3,000㎡以上の開行為
- 2.土地区画整理事業（事業の施行者、規模を問わず全ての事業が対象）
- 3.市街地開発事業（事業の施行者、規模を問わず全ての事業が対象）
- 4.大規模小売店舗立地法に規定する店舗（既存の建物の変更は除く）の内、店舗面積が4,000㎡以上のもの

○配慮計画書記載内容：地球温暖化対策

開発事業者における、地球温暖化対策の実施予定内容を記入。記入の方法等の規定はない。

- ・ 自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に関する事項
- ・ 省エネルギーの推進に関する事項
- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の推進に関する事項
- ・ 温室効果ガスの吸収作用（緑）の保全及び強化に関する事項
- ・ その他



【参考：省CO₂まちづくり行動計画】

- ・ “省CO₂まちづくり行動計画”では、CO₂削減対策を面的に行うことを目的とし、アクションエリアを設定。新規市街地開発や再開発などが行われる、まちづくりの気運の高いエリアをアクションエリアとして指定し、CO₂を削減する対策を関係者が協働で実施していくための枠組みとする。
- ・ 指定を受けたエリアでは、CO₂対策の実施内容について話し合う場として省CO₂まちづくりのための協議組織を立ち上げる。協議のもと、エリアにおけるCO₂削減プロジェクト計画を策定し、確実なCO₂削減を実行する。
- ・ 配慮計画書及びアクションエリアにおけるCO₂削減プロジェクト計画の策定の参考とするため、都市開発におけるCO₂削減対策や技術及びその効果等の情報を取りまとめた「(仮称)省CO₂まちづくりガイドライン」を作成し、開発事業者と協議・指導を行う。
- ・ 省CO₂まちづくり行動計画を担保する枠組みとして、金銭的インセンティブを設けることを検討している。例えば、アクションエリアとして指定された地域に対して減税措置等を行うなどの方法を想定。

適用実績

- ・ 配慮計画書の策定・提出：1件 柏市総合保健医療福祉施設（仮称）
- ・ 配慮計画書策定協議中：2件（平成20年3月現在）

施策立案の背景・経緯

従来は柏市環境基本計画及び柏市環境配慮指針に基づき、「宅地開発事業等に係る環境配慮報告書」の提出を、500㎡以上の開発を行う全ての事業者に協力依頼していたが、開発事業後に提出する形式であり、協力要請というものであったため、提出率は1%程度であった。

柏市地球温暖化対策条例制定過程における市民からの意見を踏まえ、一定の開発事業者に新エネ導入や緑の保全を含めた配慮計画書の提出を義務化することを検討した。

施策実施にあたっての工夫など

- ・ 都市計画行政との連動や整合を確保するため、都市計画部などの関係部署との協議・相談体制を構築した。
- ・ 開発事業者が配慮計画書を、また、アクションエリアにおける省CO₂化計画策定する際の助力となるべく、「(仮称)省CO₂まちづくりガイドライン」を作成することを予定。都市開発における具体的なCO₂削減対策や技術、及びその効果等の情報を盛り込むことを想定している。（平成20年4月から策定作業開始）

関係資料

柏市地球温暖化対策条例の全面施行に伴う各計画書の策定および提出
http://www.city.kashiwa.lg.jp/business_guide/environment/evm01.htm

類似施策実施地方公共団体

京都市 など